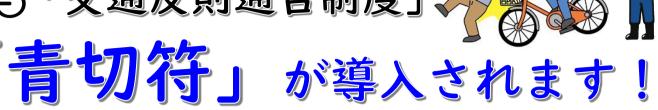
令和8年4月1日開始

自転車の交通違反に

66「交通反則通告制度」



16 歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と 同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。



対象となる行為は 100 種類以上



反則金額は原付と同一

こんな違反は反則金の対象です!













※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでとおり刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車は車のなかまです。交通ルールを守り、 必ずヘルメットを着用しましょう!

愛媛県警察